

# こすもす倶楽部 デイサービスセンター 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人あいおい福祉会が開設する指定通所介護事業所が行う指定通所介護の事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の各事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員等の従事者(以下「従事者」という。)が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態または要支援状態または、総合事業にあつては事業対象者にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。

2 事業の実施にあつては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 こすもす倶楽部デイサービスセンター
- (2) 所在地 兵庫県相生市野瀬1375番地1

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職種内容は次のとおりとする。

職 種	一般型通所介護	認知症対応通所介護	職種内容
管 理 者	1名(兼務)	1名(兼務)	所属職員を指揮監督し、適切な事業の運営が行われるよう総括します。
生活相談員	2名(専従)1名(兼務)	2名(専従)1名(兼務)	ご契約者の日常生活上の相談・助言を行います。

看護職員	1名以上	2名以上	主にご契約者の健康管理を行います。
機能訓練指導員	1名以上		主にご契約者の機能改善・減退の防止を行います。
介護職員	3名以上		ご契約者の日常生活上の介助を行います。
厨房職員	1名以上		ご契約者、所属職員の昼食時の調理、準備を行います。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し、12月31日・1月1日・2月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。

### (指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用定員)

第6条 事業所の利用人員 一般通所介護 25名  
 認知症通所介護 12名

### (指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の内容及び料金その他の費用の額)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定められた割合とする。(厚生大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に提示する。)

- (1) 入浴サービス
- (2) 食事サービス
- (3) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション
- (4) 日常動作訓練
- (5) 健康チェック
- (6) 送迎

2 事業者は、前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受けるものとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって、利用者の選定に係わるものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係

わる居宅介護サービス基準額を超える費用

- (3) 食費
  - (4) おむつ代
  - (5) 前号に掲げるもののほか、通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明をした上で、支払いに同意を得ること。

#### (通常の実施地域)

第8条 通常の事業の実施区域 一般通所介護 相生市・たつの市・赤穂市  
認知症通所介護 相生市

#### (サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、サービス提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) 送迎サービスの利用について・・・地域の道路事情、利用者様の状況により送迎時間にずれが生じることがあります。
- (2) 体調不良時の対応方法について・・・血圧や体温が通常と明らかに違う時、風邪症状や嘔吐・嘔気・下痢等の症状があった時、既往歴のない意識消失等、受診の必要性があると思われる症状があった時は、ご家族様より様子をみて頂く場合があります。デイサービスでは原則病院の送迎、受診の対応はできませんのでご了承ください。
- (3) 機能訓練の利用について・・・その日の体調に配慮し、機械及び器具を利用される時は必ず職員にお声かけください。機能訓練指導員の元で提供するものとします。

#### (緊急時等における対応方法)

第10条 従事者は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供を行っている時、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡するなどの措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

### **(虐待防止のための措置に関する事項)**

第12条 事業所は虐待の防止に努めるため以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針を設け、虐待防止検討委員会を設置する。
- (2) 虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う。
- (3) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する。
- (4) 前2号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。

2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする

### **(感染症予防、まん延防止の対策)**

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

### **(業務継続計画の策定等)**

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### **(ハラスメント対策)**

第15条 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しないものとする。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該事業所従業者、各指定居宅サービス事業者、利用者及びその家族等を対象とする。

- 2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討する。
- 3 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施し、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じるものとする。

### (その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年3月13日から施行する

この規程は、令和6年4月1日から施行する